

飼料輸入業者届

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名

印

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

- 1 氏名及び住所（法人にあつては、その名称^記、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- (1) 販売業務を行う事業場の所在地
- (2) 飼料を保管する施設の所在地

3 輸入に係る飼料の種類

種 類

なお、輸出用及び試験研究用の飼料の種類及び名称は次の通りである。
(輸出用)

種 類	名 称

(試験研究用)

種 類	名 称

4 飼料の輸入の開始年月日

平成 年 月 日

5 輸入する飼料が製造されたものである場合における原料又は材料の種類

飼料の種類	原料又は材料の種類	
		飼料添加物の種類